

## 泉大津市訪問型サービスC事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年泉大津市公告第5号。以下「実施要綱」という。）第4条の規定に基づき、通所型サービスC事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）及び実施要綱で使用する用語の例による。

(目的)

第3条 この事業は閉じこもり等心身の状況により通所による事業への参加が困難な居宅要支援被保険者等に対して、保健・医療専門職が居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、必要な相談や指導を実施することにより、心身機能及び生活機能の向上を図ること。また、事業終了後は、住民主体の集いの場等で自ら介護予防に取り組み、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的とする。

(事業主体)

第4条 事業の実施主体は、泉大津市とする。ただし、事業の一部を適切な事業の実施ができると認められる者に委託することができる。

(内容)

第5条 事業は、以下の内容を実施するものとする。

- (1) 事前アセスメント
- (2) 実施計画の作成・説明
- (3) 運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上及び認知機能向上等、介護予防に

関する基礎知識を学び、実践の方法を習得する実技指導

(4) 地域の介護予防活動に関する情報提供と介護予防活動継続の支援

(5) 保健・医療専門職による個別指導

(6) 事後アセスメント

(対象者)

第6条 事業を利用することができる者は、実施要綱第5条に規定する者とし、いずれの対象者も地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づいて利用するものとする。

(利用期間及び回数)

第7条 事業の利用期間は概ね3か月とし、回数や頻度は利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて決定する。

(費用の受領)

第8条 事業を利用した際には、利用者は実費相当費用として1回につき100円を支払うものとする。

2 前項の費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、当該利用者の同意を文書により得るものとする。

(領収証の交付)

第9条 事業の提供に関して、利用者から費用の支払を受けたときは、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しなければならない。

(従事者)

第10条 事業の従事者は、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、保健師又は看護師等とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による委託に係る準備行為については、この要綱の施行前においても、行うことができる。